

Rudolf Gunzert ; Konzentration, Markt  
und Marktbeherrschung

OKADA, Hiroyuki / 岡田, 裕之

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

32

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

271

(終了ページ / End Page)

285

(発行年 / Year)

1964-01-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008307>

# Rudolf Gunzert; Konzentration, Markt und Marktbeherrschung

岡 田 裕 之

## 一

ルドルフ・グンツェルト教授の著書『集積・集中・市場および市場支配』Konzentration, Markt und Marktbeherrschung; Professor Dr. Rudolf Gunzert, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main, 1961. は、教授の集積・集中モノポлизация・集中Концентрацияに関する一連の著作の第二・第三冊の合冊本である。

この一連の著作は、第一冊『集積・集中とは何か？

(Was ist Konzentration?)』、第二・三冊本書、第四冊『集積・集中は危険か。(Konzentration, eine Gefahr?)』、第五冊『集積・集中および自由市場経済 (Konzentration und freie Marktwirtschaft)』、第六

Rudolf Gunzert; Konzentration, Markt und Marktbeherrschung (岡田)

冊『外国における集積・集中傾向 (Konzentrationsstendenzen im Ausland)』から成るものである。

教授はこの著書において、第一冊における集積・集中の規定、すなわち、集積・集中とは、上位の経営或は企業群の、より小さい経営或は企業群に対する生産参加分 (Leistungsanteil) の増大として現われる、時間的流れの中の過程をあらわす、という規定から出発して、市場および市場支配の概念を論じながら、この集積・集中過程が市場にいかなる影響を及ぼすかを問うのである。

しかしながらこの著書は、自立的な学問的著作というよりは、西ドイツにおいて熾烈な論争をまきおこしてい

る独占禁止立法に関連して、その提起する経済政策にかかわる理論問題の解決をはかろうとするものであって、著者は序言でもそのことをはっきりと述べている。

「ここに発表する合冊本は、連邦カルテル庁もまったく公式に提起しており、繰返し論議されている問題、すなわち、集積・集中は果して、価格を操作し、遂には社会的市場経済および自由な社会秩序を危からしめるような「強力化 (Vermachtung)」をもたらすか否か、の問題を取扱っている。著者は、今日実際のな経済政策上の中心論点となっているこの課題に、学問的方法をもってむかい、単なる個人的信念を越えた意義ある成果に達するべく努力した。」(七頁)

だから、集積・集中が市場にいかなる影響を及ぼすか、という主題にしても、直接には「競争制限禁止法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen, GWB)」に関する長期にわたる論争、所謂カルテル論争から発生したものであって、その理論的一側面を表現するものである。「集積・集中が競争を止揚するか、止揚しないまでも弱化するか、それとも反対に競争を促進するか、それともまた——第三の可能性として——そのどち

らでもなく、市場構造的には中立的であるとすべきか、の問題の解明は、連邦共和国内で今日支配的な経済政策上、法政策上の諸観念の下において、評価しきれぬ程大きい、実際のな意味をもっている。競争の保護は、我国においては単に経済政策の中心であるにとどまらない。競争秩序は、いわゆるカルテル法として法典化され、我が経済領域の一種の「基本法」の地位にまで高められている。」(六一頁)

さて、ここで西ドイツにおける独占禁止立法の過程に多少触れておかねばならないだろう。

第二次大戦によって敗北したドイツは東・西に分割、占領されたが、アメリカ・イギリス・フランス三国に占領された西ドイツに対する占領諸国の経済政策は、戦争直後は主として、強力な競争者であったドイツ独占資本の解体にむけられ、イー・ゲー・ファルベン等の財閥解体を中心にした措置が矢継早に採られた。ドイツ独占資本の牙を抜くことはこれら三国にしてみれば戦争そのものの主要目的の一つであったのである。しかしドイツ経済の復興とともに、四〇年代末に西ドイツを社会主義圏に対する冷戦の同盟者に仕立てるべき占領軍の明瞭な政

策転換が行われることにより、財閥は新なる形態で復活し、集積・集中が急速に進行し、こゝに西ドイツは強力な独占資本主義の国家としてよみがえったのである。

だが、独占禁止の法規制面では、当初「ドイツ過度経済力集中禁止令」をもつてのぞんだアメリカによる反独占立法の要請が、基本政策の転換、西ドイツにおける独占資本主義の復活、強化の進行にもかかわらず引続いて行われたのであり、アメリカは一九四九年に反カルテル法の作成権を西ドイツに引渡し、西ドイツ政府による独占禁止法の自主制定を強く促したのである。

これを西ドイツの側でうけて、独占禁止立法の推進者の役割を果たしたのは経済相エアハルト（現首相）であった。これより先に、フライブルグ大学オイケン Walter Eucken 教授を中心とするグループは、五項目からなるカルテル規制案を占領軍に提出していたが、エアハルトはオイケンの学説を背景とし、「カルテル反対者」として登場したのである。一九四九年には「反カルテル法」の第一次案ができ、一九五一年には連邦上院に「競争制限禁止法案」として上程された。

だが、この法案は「経済法として稀にみる程、当初から激しい議論をまきおこした」（六七頁）のであって、各政党・国会議員は勿論のこと、労働組合・消費者団体や財界・学者等がこれに加わり、一大「カルテル論争」が起つたのである。そして第一次案より七年余、迂余曲折を経て一九五七年一〇月二七日「競争制限禁止法（GWB）」は原案に種々重大な修正を加えて公布の運びとなつた。

この「カルテル論争」を殆ど「八百長合戦」と見、論争において「カルテル反対者」として登場するエアハルトを「欺瞞の絶頂」と評する見解（クチンスキー）もあるが、西ドイツでの独占資本の復活の現況と、その支配する国家の行う反独占立法の明かな矛盾を考えるならば、「競争制限禁止法」の抜穴や例外規定をせんざくするまでもなく、論争そのものに対するこうした批判が当然なされるべきであらう。しかしながら、議会内外における論争から生ずる、或は直接生じないまでもそれを反映する種々の理論問題については、理論問題における諸見解の検討・批判がなされるべきであつて、それが「競争—独占」という極めて重要な事項にかかわる

が故に、その批判・検討はおろそかにすべきではない。  
い。

その意味において、グンツェルト教授のこの著書は、西ドイツの学者がこの論争に關して、そこにいかなる問題を見出し、いかなる解決を求めているかの一端を示すものであり、我々にも『競争—独占』に關する理論的認識に反省を促す資となりうるものである。

この書は三つの部分にわかれたれ、第一部 市場および市場形態、第二部 市場支配的企業、市場支配、第三部 集積・集中と市場構造、からなるが、このうち、第一部は教授の独自の見解の開陳というよりは、競争および独占に關する従来の諸學說、すなわち、重商主義や官房經濟學者からはじまって、アダム・スミス、クトルノー、スラッフア、ロビンソン、チェンバリン、シュタツケルベルク、トリフィン、オイケン等々の諸學說の、短評を加えた紹介とも言うべき部分であつて、その後の議論の道具立てをなすべき諸範疇の簡単な説明にあてられている。第二部においては、主として「競争制限禁止法」に對する批判とそれを支えるオイケン學說の検討が行われ、第三部で、本書の設問——集積・集中の市場に及ぼ

す影響如何——に對する展開が行われているので、右に見た本書の性格上、直ちに第二部の紹介から行いたい。

## 二

「競争制限禁止法」の最大の問題点として教授のつく所は、それが保護対象である『競争』の規定を欠いているということである。「この法律の問題性は、はじめからそれが保護すべき対象、すなわち競争の規定を断念した、という点に最も明瞭に現われている。」(六七頁) 例えは、政府提案理由書では『競争』の概念は前提されている『』とあり、議会の經濟政策委員會報告書でも、『この法案の保護対象である『競争』の概念的法的規定は不可能であるから、草案でもそれを求めている』となつている。(六一頁) 「この法律における——岡田」『競争』『市場』『市場支配』また『齊一的行為』の如き概念は、經濟學者の使用する言葉から生じたものであるが、……使用されている經濟的概念は一般に法律上の定義を与えられていない。(八八頁)

だが、これは立法主体が、この法律において競争について何も定見がないことを意味しない、として教授は、完全競争こそ市場經濟の理想像であるという提案報告者

ヘルヴィヒの考えや、法的に確定すべきは、競争経済の利点は、歴史的に証明されたその欠点によって非難されるべきでない、ということである。すなわち、法的に確定すべきは、立法者は、市場経済における均衡化傾向を攪乱する要因である経済的力の問題に格別の注意をむけるべきだ、ということであり、……とくに需要と供給の機能およびそれとともに経済過程の調整要因をなす市場価格の硬直をふせぐということであるとの提案理由書の説明を挙げ(六八―九頁)、「法主文だけでなく、尨大な資料、提案理由書、報告等を熟読すれば、法案作成にあたって連邦政府が、オールド・リベラル派の経済学説に依拠したことを誰でもすぐ発見するであろう」(六九頁)と述べるのである。「法律(GWB)の基礎には、一般にフライブルグ学派の『社会的市場経済』論とともに、その市場形態論が存在している……」(八八頁)

「競争制限禁止法」の眼目である市場支配的企業の規定は次のようになってゐる。すなわち、同第二二条第一項、第二項にいう――

一、この法律において市場支配的とは、特定種類の商品或は役務について、一企業が競争者をもたない

Rudolf Guntzert; Konzentration, Markt und Marktbewehrung (四田)

二七五

か、或は本質的な競争にさらされていないことをいう。

二、二乃至それ以上の企業相互間に、特定種類の商品或は役務について、一般に、或は特定の市場において、事実上の理由から本質的な競争が存在しない場合、或はそれらの企業が全体として第一項の要件を充たすならば、これらの企業もまた市場支配的であるとみなされる。

教授はこの規定が、市場支配の基準として決定的にではないが実際には役立つ、企業の市場占拠分(Marktantheil)の規定を落していること(草案には――その量的規定(率)はなかったが――存在していた)、市場関与者数の規定を欠いていること、等を問題にし(七二―七五頁)た後、次のように言う。「立法者のこの定義を、オイケンの市場形態の図式と比較すれば、立法者が競争者をもたない」という場合には、その定式において供給独占或は需要独占の市場形態が想定されており、また本質的な競争にさらされていない」という場合には、供給部分独占或は需要部分独占が想定されているのがはっきりする。」(七九頁)さらに教授は、特定種類の商品

或は役務につき<sup>11</sup>という規定の非客観性を問題とする。すなわち、立法者は理論のいう同質性原理を採用せず、個々の財の質的相異にもかかわらず、市場においては基本的に等しい品質の財として一定の需要を充たす限りでの市場等価性の原理を採用していることを問題とする。「市場等価性は、結局は世論の平均によってのみ限界づけられる価値概念であって、決して客観的にかつ正確な価値概念ではない。特別な困難は、個々の需要者の観方が平均から著しくそれるということにあるばかりでなく、時が経つにつれて——非常によく起ることだが——この価値評価が根本から変化しようということにある。」(八〇頁)

また、先にみたように、保護対象である競争の法的規定が欠けているのだから、<sup>12</sup>競争<sup>13</sup>の概念は、実際には経済当事者の理解に従わざるをえないであろうから、そこに次のような矛盾が生ずる、と教授は続ける。

例えば小麦を生産する農民をとってみると、彼等は小麦価格を所与のものとして受けとるが、それによって彼等は、他の小麦生産者と競争していると考ええるよりは、他の小麦生産者と競争関係にはないと考えるであろう

し、逆に理論のいう寡占的市場状態にある自動車業、繊維工業の如き場合には、供給者は価格政策・品質政策等の手段を採って競争者に損失を与えることが可能となり、競争が存在すると考えるだろう、企業が価格・品質・宣伝で顧客を奪うか奪われるかの激しい競争の下でのみ、<sup>14</sup>競争<sup>15</sup>は實際家の問題となってくるのである。

「……競争の経済的作用は、實際家が競争について語り、理論家が反対にただ独占的競争について語る市場状態にある時ほど激しい。理論のいう完全競争の市場にある企業は、価格が所与のものとして想定されるのであるから、製造・販売の過程でのコスト切下げによって利得を増すことに希望を託するしかないが、不完全競争の市場においては、従って實際家が真の競争について語る場合には、各生産者は、価格引下げか品質改良によって、以前には他の供給者から需要を充たしていた顧客をひきつけることができる、と確信するのである。」(七七―七八頁)

そしてここから、この法律の実施上の困難の結論をひき出す。「……競争制限禁止法が競争の法的定義を断念し、しかも暗黙の裡にはオイケン学派の市場論の妥当性を認めていることは、経済にとっていかに危険であるか

は明かである。それから生ずる日常実践の慣用語との矛盾は必然的にあらゆる誤解を生み、競争制限禁止法の該当実質規定の解釈を困難ならしめる。」(七九頁)

法律(GWB)の難点とともにオイケン理論の批判を行う教授はさらに論を進める。

従来、「完全競争」の基準として諸学者が挙げてきたものは以下のものである、——(イ) 同質性原理・物的、個人的、空間的および時間的観点からする、無差別の、完全に代替可能な商品が市場で交換される、(ロ) 価格独立性の原理・その時々<sup>に</sup>妥当する価格が個々の市場関与者によって影響をうけない。価格は与件としてうけとられる、(ハ) 交換自由の原理・個々の経済単位は任意に販売および購買を行うことができる、すなわち、割当強制、使用強制、或は供給強制は何ら存在しない、(ニ) 原子化した市場構造・市場の両側とも多数の、量において殆ど差別できない供給者および需要者から成り立つ(八九頁)。ところがオイケンは、(ロ)と(ハ)を「完全競争」の要件であるとす。とくに彼の理論は、市場関与者の価格に対する振舞、計画設定の主体的要因を市場形態の区別の主要な分岐点とするところに特色があるのであるが

(四五頁)、グンツェルト教授はボルヒアルト・フィケンチャー Borchart-Fikentscher の所論を援用しつつ、この点を批判する。

すなわち、オイケンは価格が全くの与件である場合のみを完全競争とし、その完全競争形態こそ競争経済内部の支配的一般的形態である、とするのに対し、一般に産業供給者はある程度商品の販売価格に巾をもたせており、予期した価格よりは低く売らねばならぬリスクをその内に含んでいる、これは価格が単に「市場から」受けとるものではない証拠であり、街角の果物売りでさえそうである、企業家に、何故に現在の生産額以上生産しないかときいてみても、限界費用が価格を超える——完全競争ゆえに——からと答えるものは殆どなく、販売の困難、より多く販売しようとする<sup>と</sup>価格が急落すると答えるのが大多数である、と反論する。「それ故、ボルヒアルト・フィケンチャーは、法律に用いられている競争概念は、たかだか実際の競争の一部にしか通用しないのだから、法律的に使用しえない、と甚だ手厳しい判断を下している。経済の現実はこの判定を確証する。オイケンの言う完全競争は例外であり、ダイナミックな経済では



つねに例外にとどまるであろう。」(九一―二頁)

ここから教授は、法律 (GWB) はその基礎において、オイケン（オイケン）の完全競争のモデルからではなく、チェンバリン（チェンバリン）或はシュタツケルベルク（シュタツケルベルク）の不完全競争——或は独占的競争——のモデルから出発すべきだったとする。「法律の、とくに市場支配的企業を取扱う部分において、もし立法者が現実を把握し、それによって法律家に、實際的に使用しうる規準を与えようと真に欲したならば、まさに不完全競争のモデルから出発することによって、よりよく処理しえた筈である。」(九二頁)

この観点からして、市場支配の度合を規定すれば、(イ) 財貨分化の度合、すなわち供給財の代替財による代理可能性、(ロ) 一乃至少数の企業の、或は多数の供給者による、同質財或は密接な代替関係にある財の供給統一の度合、(ハ) 新供給者の登場に対する市場の公開性の度合、の三つになるであろう(九二―三頁)とするが、教授はこのモデルさえ、現実要充分に一致するものとはしない。「市場に与える『本質的な』影響——市場支配という極限までをも含む——に対する、市場に与える『日常的な』影響の限界は流動的なものである。……にも拘ら

ず、この(イ)から(ハ)までに挙げた基準は、実際に起る個々の場合に規定的であるのがいかに困難ではあれ、なお本質上客観的な指標である。」(九三頁)

そしてさらに、オイケン学派は、企業が市場に対する経済計画を立てる際に、価格を所与のものとして受けとるか、競争者および市場の反対側の行為をどこまで考慮するかによって市場諸形態を考えるのであるが、教授は、かかる主観的な企業の経済計画によっては市場支配的かどうかを規定することはできない、と批判する。国民経済におけるどの企業も、いかなる小企業でさえ、企業の価格政策によって市場における自己の地位の改善に真剣に望みを託するものであるからである(九五頁)。カルテル庁にも裁判官にも、企業家が価格に影響を及ぼしうる可能性について何を考えているかを確める方法がない。こうした概念上の混乱から、この法律の施行上解決しえない困難が生ずる、と教授は「競争制限禁止法」批判をしめくくる。「市場経済において、正当な価格と、『市場支配的地位の濫用によって』生じた価格との限界をどこにひくか、を誰が言いうるか? いつ、生産競争 (Leistungswettbewerb) から加害競争 (Schadig-

供給形態 の 需要形	競争	部分寡占	寡占	部分独占	独占 (単独占或 は集合独占)
	市場形態				
競争	完全競争	供給部分寡占	供給寡占	供給部分独占	供給独占
部分寡占	需要部分寡占	双方向的 部分寡占	部分的に 制限された 寡占	部分的に 制限された 寡占	部分的に 制限された 寡占
寡占	需要寡占	部分的に 制限された 寡占	双方向的 寡占	部分的に 制限された 寡占	部分的に 制限された 寡占
部分独占	需要部分独占	部分的に 制限された 寡占	部分的に 制限された 寡占	双方向的 部分独占	部分的に 制限された 寡占
独占 (単独占或 は集合独占)	需要独占	部分的に 制限された 寡占	部分的に 制限された 寡占	部分的に 制限された 寡占	双方向的 独占

Rudolf Gunzert; Konzentration, Markt und Marktbeherrschung (昭田)

二七九

gunstwettbewerb) が生ずるか? 勿論、これを容易に決定しうる単純な状況にある場合は存在するだろう。だが一般にはそこには殆ど克服しがたい困難がある。……極大収益性をめざす企業の実験努力が、いつ市場力の濫用に転化するかを決定することが、いったい誰に可能であろうか? (九六―七頁)

\* オルドー Jahruch für die Ordnung von Wissenschaft und Gesellschaft. の略称。(オイケンが中心となっていた)。

\*\* オイケンの市場形態の図式は上の如くである。

これに市場の公開・閉鎖の需要・供給側のそれぞれの組合せがこの二五の市場形態のすべてに生ずるから、市場形態は、Stückelms あることになる。(本冊四六―八頁)

### 三

右のように「競争制限禁止法」およびその基礎理論をなすオイケン理論を批判しながら、市場および市場支配を論じて、教授は最後に、集積・集中は市場にいかなる結果をもたらすかを論ずることになる。集積・集中は市場にいかなる結果をもたらすかの問題は、また集積・集中と競争との関係の問題でもある。

「**集積・集中と競争**」の部分問題に対しては非常に異った見解が存在する。判断は対極的である。集積・集中は競争を全く止揚するという見解があるが、それには集積・集中は競争の新しい形態を生み出すと説く著名な学者の反対がある。それに加えて、市場占拠率が市場支配の基準に使用しうるか否かの論争がある。集積・集中過程が市場支配的地位に根拠を与えうるか否かの決定は、一般に、集積・集中と競争に関する問題の決定にまた依存するものである。」(九九頁)

ここで集積・集中が競争を止揚する見解、というとき教授にはマルクスが念頭にある。「ここで今一度、カール・マルクスが集積・集中のみが独占化の原因であり、前段階であるとしたことが想起される。マルクスの主張以外にも、集積・集中と競争の排除を同じ意味に用いた一連の経済学者がある。このグループに特徴的なのはヘルベルト・フォン・ベッケラート Herbert von Beckerath である。彼は集積・集中を『一産業の総生産のますます大きな比率を少数の、時としては唯一の企業が製造し、その結果不完全競争(寡占)或は独占の市場構成さえも生み出す発展過程である』とする。」(五九九頁)後

者の、集積・集中が競争を激化するという見解を代表するものとして教授が挙げるのはリリエンタール Lilienthal, David E., ルッツ Lutz, Friedrich A. v. a. g. e. 集積・集中の出発点として教授が求めるのは、勿論独占ではない。しかし教授にあっては、その理由は独占が集積・集中の結果であるというのではなくて、独占は一般に、国家が特定財に関して法律で競争を除外し、しかも代替財が存在しない場合にのみ発生する、ということからである。完全競争もまた支配的市場形態でないから、出発点ではありえない。教授は、集積・集中の出発点として「不完全競争」を置くのだが、教授は自己の想定の特徴を、市場の原子化した構造とは異った、その批判によって成るものとしてこう説明する。

「著者が示す『集積・集中』の定義は重要な想定、すなわち、特定の市場では経営或は企業の大きさに関する均等な分布が存在しない、という想定を含んでいる。理論の中にしばしば見出される仮定、集積・集中過程の出発点は殆んど大きさにおいて等しい多数の経済単位が存在するという仮定は、それ以上の考慮を払われることなくしに済まされている。かかる市場形態、いわゆる原子化

した競争は、我々の経済の現実では殆んど示すことのできないものである。我々の周囲を見れば我が国民経済の諸市場は、多かれ少かれ経営或は企業の大さきの激しい差別化を示しているのがわかる。企業の大さきの相異は、過去の経済過程から生じた歴史的与件である。」(一〇〇頁)

教授は出発点をここに求めて、市場奪取と市場分裂、寡占と競争—共同 (Wettbewerb-Koordination)、カルテル、価格先導制 Preisführerschaft, Pricelader-ship)、株式参与と融合において、集積・集中の市場構造に及ぼす影響を以下の如く論ずるのである。

#### 第一、市場奪取と市場分裂。

同質財の市場において、より大きな企業が製品を低廉化する新なる生産方法を見出し、より安い価格で財を供給することにより、大企業が小企業を駆逐すれば、この市場奪取の規模の相異に従って市場は部分寡占、寡占、さらには部分独占の形態をとる。

活動的な企業の行為は自己の特殊市場に限定されない、それは代替財市場にもおよび。この新に拡大された市場において、経営規模の変動が生じ、それに照応した

市場構造に対する影響が生じうる。かかる行為の主な手段は販売機構の改善であり、より独創的な製品の製造である。一企業或は少数の企業が従来の生産物の分化に成功すれば、それまでの市場は分裂し、集積・集中された新製品の諸供給者は、代替財が存在しても寡占状態になることがありうる。

「かくの如く拡大された市場では集積・集中過程は種々なる結果をもたらしうる。根本的にはそこにあらゆる可能性が開かれている。集積・集中過程は市場構造の出發状況に影響を及ぼさないこともありうるし、不完全競争の、それぞれ部分独占に至る全階程の諸形態に変化することもありうる。」(一〇三—四頁)

#### 第二、寡占と競争—共同。

集積・集中過程の一層重要な形態は、若干の企業単位の企業政策の共同化、統一化である。この共同化、統一化が多占から出發することは稀で、一般に寡占から生ずる。これに参加する個々の寡占企業の自立的市場政策は、価格政策上の相互依存が強化されれば、それだけ減少してくる。寡占企業が同質財を供給すれば、統一的価格が生ぜざるをえないのは自明である。

「寡占的市場状態は、明瞭な形であれ、暗々裡のものであれ、価格競争の止揚に導きうる。だが、競争そのものの止揚には決して至らない。価格競争に代って、近年繰返し強調される如く、何らかの形態の非価格競争が登場する。」(一〇五頁)

### 第三、カルテル。

寡占状態はまた個々の寡占企業間の激烈な価格闘争を生ぜしめうる、この価格競争は競争者の存在を脅かしうるのであって、やがて協調の意志が現われる、協調の結果、一般に「集合的価格政策」が採られる、それがカルテルである。「競争制限禁止法」では低次カルテル、すなわち、条件カルテル、割戻しカルテル、合理化カルテルは認められ、高次カルテルでは、輸出カルテル、構造的カルテル、不況カルテルが「例外」として認められている。カルテルが成立すれば、個々の供給者間の競争によって特色づけられた寡占は独占に似た形「集合独占」に転化する。カルテルは勿論価格上昇傾向をもつ。明確な約定を欠く準カルテルの場合にも価格競争の全面的展開は制限される。

### 第四、価格先導制。

集合的価格政策の他の形態はいわゆる「価格指導—価格先導制」である。経験の示す所では、強力な、或は積極的な若干の寡占的供給者が競争者に、価格競争なしに自分の設定した価格を受容させるのに成功している。価格先導的企業が「追従者」より、著しく大きい市場占拠率をもち、経営的に遥かに優れていれば価格先導制はより安定的である。

「集積・集中問題研究の範囲で、集合独占の形態、例えばカルテル或は価格先導制について述べることは重要であると思われる。……それまで独立した企業政策をもっていた経営が、他人が方向づける目的の下に従属することは、一般に新しい準経済単位を発生せしめることになる。とはいえ、かかる結果がつねに必然である訳ではない。『集合独占』においても、個々の参加企業が相当範囲の行動の自由性を保持している例は数多い。企業がすぐにその企業者機能の一部を集合独占に矛盾なく引渡すと考へるならば企業者心理を誤解することになる。……理論的には、一産業の大部分を支配する諸企業は、競争よりも共同によって利する所が大であっても、経済の現実にこの原理が妥当するかどうかは甚だ疑問であ

る。」(一一一〜二頁)

#### 第五、株式参与と融合。

株式参与および融合が生ずる理由の中では、資本基礎、信用基礎の拡大に関する考慮が大きな意味をもつが、販路面からする動機が決定的である場合も少くない。同一生産段階の企業で株式参与或は融合が行われれば、水平的カルテルの如く、多数の需要者から単一の需要者が生れ、事情によっては需要部分、独占が生じ、また、同一生産物の多数の供給者から単一の供給者が残り、場合によっては供給部分、独占が生ずる。生産過剰が原因で融合が行われ、直ちに続いて工場の操業停止・閉鎖をもたらし、操業減少に伴う損失を償う。

垂直的集積・集中の市場に対する最も直接的な結果は、それまで独立していた部分市場が結合され、競争場裡から消滅することである。だが、最終段階での競争は激しくなる、企業は垂直的結合によってコスト面で優位に立ち、その利得の一部分を消費者に提供して市場占拠率を拡大する、一段階的企業或は生産段階数の少い企業

は最終段階の競争で結合企業に苦しめられる。しかし、

「……一段階的企業は多くの点で多段階的企業よりも有利であることを忘れてはならぬ。一段階的経営はつねに多段階的な競争者より運動し易く、変化する市場状態により速かに、効果的に適応することができる。……経営的視点からは多段階的企業の方が根本的に有利であるとか、一段階的企業の方がそうであるとかいうことはできない。どちらの組織形態もその長所・短所をもつ。」(一九〜二〇頁)

以上を総括して教授は、自分の設問に対する結論を述べていう。

「集積・集中過程の市場構造に対する作用に関して一般法則的なことを言うことができない。すでに見たように、考えられる三つの可能性がある。

第一、市場構造に変動がおこらない可能性。

第二、市場が独占に接近する諸形態に移ってゆく可能性。

第三、競争が激化する——事情によっては価格競争以外の競争形態が用いられるが——可能性。

かくも根本的に異った三つの可能性が結果として見出

されるといふ結論は多くの読者を失望させるであろう。だが多様な経済生活は、ふたたび科学が一義的な、あらゆる事情の下で妥当する明言を下す状態にない、という結末に導く。すなわち、集積・集中過程によって、当該市場が明瞭な部分寡占、寡占、或はさらに部分独占に転化するか、どうかに関して普遍妥当的な判断を下すことは不可能なのである。」(二二一―二頁)

## 四

教授による批判から見ても、「競争制限禁止法」が殆んど実効を伴わないであろうことは推察できる。それは保護すべき対象の規定がなく、市場支配的企業に対する基準もなく監視する方法も極めて曖昧なものであり、しかもカルテルに関して多くの例外規定をもつものであつて、この法律を補助するものとして、集積・集中の法規制を行うべく、その準備として西ドイツ政府は「集積・集中調査法 (Konzentrationsenquetegesetz)」を出したり(一九六一年五月) しているが、「集積・集中禁止法」の如きを作つたとしても屋上屋を重ねるの結果にしかなるまい。

資本制国家は資本家階級の專一的支配機構でありなが

ら、社会の総括者たる限りはつねに社会成員一般の代表者であるかの如く振舞うのであり、かく振舞うことによつてまた階級支配を維持・強化する一性格をもつが、独占資本主義の矛盾が激化し、それが社会成員の誰の目にも明かとなつてくる状態にあつては、国家は本質上独占資本主義への依存を深めながら、他面ではそれを独占に對する中立的振舞をもつて隠蔽しようと試み、幻想を保持しようと計るのであつて、夙にアメリカ合衆国が反トラスト法でかかる振舞をなしたのに追隨して、第二次大戦後、主としてアメリカに占領された西ドイツ、日本が独占禁止法を輸入したのみでなく、イギリス、カナダ、ヨーロッパ大陸諸国等でも種々の独占禁止法が制定されているのも偶然ではない。そこには第二次大戦後、より深刻化した集積・集中の発展が反映しているのである。

教授の、この法律(GWB)に對する批判は、この点を全く無視するばかりでなく、理論においては、集積・集中が市場を独占的なるものに転化するか、どうかという問題に對して、それは個々の具体的場合々に依存すると答えることによつて、自由競争の独占への転化が単なる偶然事にすぎない、とする俗流的見解を披瀝するに

とどまっているのである。教授は、この見解を導くために「完全競争」から出発するか「不完全競争」から出発するか、集積・集中が競争を止揚するかそれとも激化するか、と問うのであるが、集積・集中の市場構造に対する影響を問う限り、問題はそのように存在しないのであつて、本来、自由競争はいかにして独占に転化するかという所にあるのである。

教授の紹介する如く、古典派経済学は独占を自由競争の反対物としてとらえ、かくして価値法則の自由な貫徹の行われえない場合として考えたのであるが(二〇頁)、古典派経済学にあつては独占は、前資本主義的独占であり、資本主義が排除しえ、排除し、排除すべき諸関係を表現するか、或はたかだか「特別に地味や位置に幸いされたフランスのある葡萄園」(スミス)の葡萄の如く「特異で珍重される」特殊な、偶然的な商品が担う諸関係を表現するものにすぎなかつた。

しかしながら、我々が解決すべき、そしてグンツェルト教授もまた取扱っている集積・集中と関連する独占は、自由競争の反対物ではあるがかかる独占ではない。かかる独占は既に「人為的独占」として資本によって排

除されるか、偶然的な事態として存在しえたにすぎない独占である。我々が問題とすべきは、資本の自由なる発展が生み出した、自由競争の結果である独占——マルクスが「自然的独占」と名付けたところの——であり、自由競争が生み出した、その反対物である独占である。この独占を自由競争の転化として説くためには自由競争から出発しなければならない。

我々は西ドイツでの独占禁止法論争とそれに附随した理論的論争の一面を知ることによって、ふたたびマルクスを基礎とした「競争論」の展開の重要性を認識するのである。